【規程番号　神女大Ｖ－030】

神戸女子大学入学前の既修得単位の認定に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学学則（以下「学則」という。）第 25 条の２ に基づき、本学１年次に入学した学生の既修得単位の認定に関し必要な事項を定める。編入学生に関する既修得単位の認定については「編入学に関する単位認定等取扱規程」に定める。

（認定基準）

第２条　既修得単位の認定の基準は、次の各号による。

(1) 本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む。）を対象とし、本学において開設されている授業科目 の単位として 24 単位を超えない範囲で認定する。

(2) 単位の認定は、授業科目の名称にかかわらず、履修した授業科目の内容に応じて行う。

(3) 修得した科目の単位数が本学の授業科目の単位数に満たない場合は、単位の認定は行わない。

(4) 教育職員免許状に係る科目については、教育職員免許法及び同施行規則等に照らし、単位の認定を行う。

（申請手続）

第３条　既修得単位の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 既修得単位認定申請書（別紙様式１）

(2) 既修得単位に係る成績証明書

(3) 既修得単位に係る授業科目の内容が記載されたシラバス又はこれに類するもの

(4) 既修得単位に係る授業科目が教職科目の場合は、学力に関する証明書

２　前項の書類は、１年次前期の本学が指定する期日までに提出するものとする。

３　既修得単位の認定を受けようとする者は、申請した授業科目の単位が認定されるまでは、必要に応じ当該授業科目等を履修しなければならない。

（審査）

第４条　前条の申請書類に基づき、当該授業科目の担当教員、教職科目については教職支援センターにおいて審査する。ただし、当該授業科目を担当する教員が非常勤講師の場合は、次の各号による。

(1) 当該授業科目が学科専門科目の場合、学科主任が指名する本学の専任教員が行う。

(2) 当該授業科目が全学共通教養科目の場合は、全学共通教育運営委員長が指名する本学の専任教員が行う。

（認定）

第５条　学科主任又は教職支援センター長は、前条の審査結果に基づき、既修得単位認定審査結果報告書（別紙様式２）を、教務委員会に提案する。

２　学長は、前項の教務委員会の審議結果に基づき、部局長会の意見を聴き、既修得単位を認定する。ただし、学長は、認定に当たり教授会の意見を聴くことができる。

３　既修得単位が認定された者には、既修得単位認定通知書（別紙様式３）により結果を通知する。

（成績評価）

第６条　学則第 29 条の規定にかかわらず、認定された授業科目の成績評価は認定とし、「認」と表記する。

（規程の改廃）

第７条　この規程の改廃は、教務委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。